

# 学校部活動運営方針

平成30年4月25日版

## 1 活動目的

学校部活動は、教育課程内の指導で身につけたものを発展・充実・活用させるため、学校教育活動の一環として、以下の目的で実施し、顧問は、豊かな人間性と健全な心身の育成を基礎に、安全で効率的な指導に努めるものとする。

- ・ スポーツ、文化、芸能、技術向上等の楽しさや喜びを味わう。
- ・ 体力・技術の向上及び健康の増進を図る。
- ・ 自主性、協調性、責任感、連帯感等を育成する。
- ・ 努力による達成感、充実感を味わう。

## 2 活動時間及び日数

### (1) 活動時間

- ・ 原則、平日は3時間程度、週休日は4時間程度とする。

### (2) 休養日の設定

- ・ 原則、一週間のうち、週休日（土曜日または日曜日）の1日を休養日とする。

### (3) 長期休業中

- ・ (1)、(2)に準ずる。

ただし、(1)、(2)、(3)において、公式大会前、検定試験前等による理由で活動時間及び休養日の設定が原則通りとならない場合、該当部活動顧問は、事前に（各月部活動計画提出時でも良い）校長の承認を受け、部活動時間の延長または、休養日の変更ができるものとする。

## 3 安全管理と事故発生などの緊急時の対応について

### (1) 安全管理

- ・ 顧問は、常に生徒の健康状態を把握する。
- ・ 顧問は、個人の能力に応じた指導を行うこと。
- ・ 顧問は、必要に応じて年間2回程度、施設設備の安全点検を行うこと。
- ・ 顧問は、安全な指導を心がけること。特に夏季の熱中症対策を講じること。

### (2) 緊急時の対応

- ・ 事故が起こった時の体制（救急車要請基準、緊急時連絡体制等）を順守すること。

## 4 部活動計画の作成

各部顧問は、毎月、月部活動（別途様式）を作成し、前月末までに校長に提出する。

ただし、次月だけの計画が困難な場合、部活動顧問は、前月末までに校長に申し出、校長が承認した場合は、校長が定める月までの部活動計画を一括して提出してもよいものとする。

## 5 運営上の留意点

(1) 部活動加入は、1年生は全員加入、2，3年生は任意加入とする。

(2) 部活動顧問は、生徒会や生徒指導における部活動にかかる定めや学校組織内の内規等に抵触しないように運営する。

## 6 この方針は、平成30年6月1日から運用する。